

2026 年 9 月 18 日

各 位

会 社 名 東京センチュリー株式会社
 代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 藤 原 弘 治
 (コード番号 8439 東証プライム市場)
 問 合 せ 先 I R 室 長 増 田 順 也
 (TEL 03-5209-6710)

第三者割当増資による社債型種類株式の発行に係る払込完了並びに 資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 3 日開催の取締役会において決議いたしました、伊藤忠商事株式会社及び農林中央金庫に対する、第三者割当による第 1 回社債型種類株式乃至第 3 回社債型種類株式（以下「本社債型種類株式」といいます。）の発行（以下「本第三者割当」といいます。）に関しまして、本日、払込みが完了したことを確認いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。また、これに伴い、同日開催の取締役会において併せて決議いたしました、当社の資本金及び資本準備金の額の減少（以下「本資本金等の額の減少」といいます。）の効力が発生しましたので、併せてお知らせいたします。

なお、本第三者割当及び本資本金等の額の減少に関する詳細につきましては、2026 年 8 月 3 日公表の「第三者割当による社債型種類株式の発行並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」をご参照ください。

記

I. 本第三者割当について

1. 本第三者割当の概要

①第 1 回社債型種類株式

(1) 払込期日	2026 年 9 月 18 日
(2) 発行新株式数	8,000,000 株
(3) 発行価額	1 株当たり 250 円
(4) 発行価額の総額	2,000,000,000 円
(5) 増加する資本金	1,000,000,000 円
(6) 増加する資本準備金	1,000,000,000 円
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8) 割当先及び割当株式数	農林中央金庫：8,000,000 株
(9) その他	当社が剰余金の配当を行う場合、第 1 回社債型種類株式を有する株主には、当社普通株主に先立ち、一定の優先配当金が支払われます（優先配当金の詳

	細については、2026年8月3日公表の「第三者割当による社債型種類株式の発行並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」をご参照ください。) 第1回社債型種類株式には当社株主総会における議決権がありません。 第1回社債型種類株式には、金銭を対価とする取得条項が付されていますが、普通株式を対価とする取得条項や取得請求権は付されていません。 かかる金銭対価の取得条項については、下記(a)又は(b)のいずれかに該当する事由が生じ、かつ取締役会の決議により別に定める取得日が到来した場合に行使用することができます。 (a) 払込期日(同日を含む。)から5年を経過した日が到来した場合(2031年9月18日以降) (b) 資本性変更事由(以下に定義する。)が生じ、かつ継続している場合 「資本性変更事由」とは、信用格付業者(以下に定義する。)より、信用格付業者における第1回社債型種類株式発行後の資本性評価基準の変更に従い、第1回社債型種類株式について、当該信用格付業者が認める当該第1回社債型種類株式の発行時点において想定された資本性より低いものとして取り扱うことを決定した旨の公表がなされたか、又は当該旨の書面による通知が当社に対してなされたことをいいます。 「信用格付業者」とは、株式会社日本格付研究所又はその格付業務を承継した者をいいます。 また、当社と割当先とは、2026年8月3日付で、以下の合意を含む本社債型種類株式に係る株式引受契約(以下「本引受契約」といいます。)を締結しております。 ① 各割当先は、当社の取締役会による事前の承認を得ることなく、第1回社債型種類株式の全部又は一部について、第三者に譲渡、移転、承継、担保設定その他の処分(以下「譲渡等」という。)をすることはできない。 ② 当社が、上記取得条項に基づき、金銭を対価として第1回社債型種類株式の全部又は一部を取得しようとする場合には、当該取得の相手方となる割当先の事前の書面による承諾を得なければならない。
--	--

②第2回社債型種類株式

(1) 払込期日	2026年9月18日
(2) 発行新株式数	20,000,000株
(3) 発行価額	1株当たり250円
(4) 発行価額の総額	5,000,000,000円
(5) 増加する資本金	2,500,000,000円
(6) 増加する資本準備金	2,500,000,000円
(7) 募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
(8) 割当先及び割当	伊藤忠商事株式会社：20,000,000株

株式数	
(9) その他	当社が剰余金の配当を行う場合、第2回社債型種類株式を有する株主には、当社普通株主に先立ち、一定の優先配当金が支払われます（優先配当金の詳細については、2026年8月3日公表の「第三者割当による社債型種類株式の発行並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」をご参照ください。）。 第2回社債型種類株式には当社株主総会における議決権がありません。 第2回社債型種類株式には、金銭を対価とする取得条項が付されていますが、普通株式を対価とする取得条項や取得請求権は付されておりません。 かかる金銭対価の取得条項については、下記（a）又は（b）のいずれかに該当する事由が生じ、かつ取締役会の決議により別に定める取得日が到来した場合に行使することができます。 （a）払込期日（同日を含む。）から5年3か月を経過した日が到来した場合（2031年12月18日以降） （b）資本性変更事由が生じ、かつ継続している場合 また、当社と割当先とは、2026年8月3日付で、以下の合意を含む本引受契約を締結しております。 ① 各割当先は、当社の取締役会による事前の承認を得ることなく、第2回社債型種類株式の全部又は一部について、第三者に譲渡等を行うことはできない。 ② 当社が、上記取得条項に基づき、金銭を対価として第2回社債型種類株式の全部又は一部を取得しようとする場合には、当該取得の相手方となる割当先の事前の書面による承諾を得なければならない。

③第3回社債型種類株式

（1）払込期日	2026年9月18日
（2）発行新株式数	20,000,000株
（3）発行価額	1株当たり250円
（4）発行価額の総額	5,000,000,000円
（5）増加する資本金	2,500,000,000円
（6）増加する資本準備金	2,500,000,000円
（7）募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
（8）割当先及び割当株式数	伊藤忠商事株式会社：20,000,000株
（9）その他	当社が剰余金の配当を行う場合、第3回社債型種類株式を有する株主には、当社普通株主に先立ち、一定の優先配当金が支払われます（優先配当金の詳細については、2026年8月3日公表の「第三者割当による社債型種類株式の発行並びに資本金及び資本準備金の額の減少に関するお知らせ」をご参照ください。）。

	第3回社債型種類株式には当社株主総会における議決権がありません。 第3回社債型種類株式には、金銭を対価とする取得条項が付されていますが、普通株式を対価とする取得条項や取得請求権は付されておられません。 かかる金銭対価の取得条項については、下記（a）又は（b）のいずれかに該当する事由が生じ、かつ取締役会の決議により別に定める取得日が到来した場合に行使することができます。 （a）払込期日（同日を含む。）から5年6か月を経過した日が到来した場合（2032年3月18日以降） （b）資本金性変更事由が生じ、かつ継続している場合 また、当社と割当先とは、2026年8月3日付で、以下の合意を含む本引受契約を締結しております。 ① 各割当先は、当社の取締役会による事前の承認を得ることなく、第3回社債型種類株式の全部又は一部について、第三者に譲渡等を行うことはできない。 ② 当社が、上記取得条項に基づき、金銭を対価として第3回社債型種類株式の全部又は一部を取得しようとする場合には、当該取得の相手方となる割当先の事前の書面による承諾を得なければならない。
--	--

2. 本第三者割当による発行済株式総数及び資本金の額の推移

	発行済 普通株式総数	第1回社債型種 類株式総数	第2回社債型種 類株式総数	第3回社債型種 類株式総数	資本金の額
発行前	492,113,280 株	0 株	0 株	0 株	81,129 百万円
発行後	492,113,280 株	8,000,000 株	20,000,000 株	20,000,000 株	87,129 百万円

（注1）2026年7月1日時点の発行済普通株式総数及び2026年6月30日時点の資本金の額に基づき、本社債型種類株式の発行前後における発行済普通株式総数及び資本金の額を記載しております。なお、当社が発行している新株予約権が行使された場合は、発行済普通株式総数及び資本金の額は変動いたします。

（注2）下記Ⅱのとおり、株式の発行と同時の資本金の額の減少の効力が発生しておりますが、上記の発行後の資本金の額としては、当該資本金の額の減少の効力の発生前の額を記載しております。

Ⅱ. 本資本金等の額の減少について

1. 資本金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加

会社法第447条第1項及び第3項の規定に基づき、本日付で資本金60億円を減少させ、その全額をその他資本剰余金に振り替えました。

2. 資本準備金の額の減少及びその他資本剰余金の額の増加

会社法第448条第1項及び第3項の規定に基づき、本日付で資本準備金60億円を減少させ、その全額をその

他資本剰余金に振り替えました。

本資本金等の額の減少の効力発生により、資本金は上記「１．本第三者割当について」の「２．本第三者割当による発行済株式総数及び資本金の額の推移」に発行後として示した額から減少し、効力発生後の資本金の額は81,129 百万円、資本準備金の額は56,648 百万円となります（2026 年 6 月 30 日時点の資本金及び資本準備金の額に基づき記載しており、当社が発行している新株予約権が行使された場合は、資本金及び資本準備金の額は変動いたします。）。

以 上